

令和7年度 G F P大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト 公募要領

1. 目的

海外の規制・ニーズに対応した持続的な生産体系への転換を支援し、県産イチゴの輸出促進を図る。

2. 事業の内容、補助対象経費、予算額

事業内容	補助対象経費	予算額	補助率	上限補助額
G F P大規模輸出生産基盤強化プロジェクト	海外の規制・ニーズに対応した持続的な生産体系への転換に必要な生物農薬及びその関連資機材並びに物理的・耕種的防除資材の導入に要する経費に対する補助	25,000千円	定額	上限交付単価は補助金交付要綱別表2、3のとおり

3. 補助要件

G F P大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト補助金交付要綱別表1～3のとおり。

4. 事業実施主体

奈良県内に住所を有する3戸以上のイチゴ生産者で構成された、次の全てを満たす組織。

- ・代表者の定めがあること。
- ・組織の規約及び構成員の名簿が整備されていること。
- ・団体名義の口座において補助金の管理ができること。
- ・複数の構成員が令和5年度及び6年度の両方でイチゴを輸出した実績を有すること。

5. 事業実施期間

事業実施期間は、補助金の交付決定のあった日から令和8年2月20日までとする。

6. 事業への応募

本事業への取り組みを希望する団体は、別に定める応募期間中に、奈良県食農部農業水産振興課長あてにG F P大規模輸出生産基盤強化プロジェクト参画申請書（別紙様式）に必要書類を添えて提出すること。

7. 事業実施主体（補助対象事業者）の選定について

提出された参画申請書（別紙様式）について審査を行い、適正であると認められた場合には事業実施主体として認定する。

複数の団体を事業実施主体として認定し、合計の要望額が予算額を上回った場合には、別表の基準に基づいてポイント付けを行い、合計ポイントに応じた比例配分により各団体への補助金の割当上限額を決定し、ポイント上位の団体から優先して予算を割り当てる。これにより割当を行った結果、予算の残額が生じた場合、この残額について、上記割当上限額が要望額を下回った団体の間で、再度合計ポイントに応じた比例配分により各団体への割当上限額を決定し、ポイント上位の団体から優先して予算を割り当てる。

別表 事業実施主体への補助金割当額決定に係る審査項目とポイント

取組内容	審査項目	ポイント
海外の規制・ニーズに対応した持続的な生産体系への転換	①団体の構成員数	10名以上・・・1ポイント
	②団体のイチゴ栽培面積（本圃合計；R7年4月実績）	2ha以上・・・1ポイント 5ha以上・・・2ポイント
	③本事業で生産体系の転換に取り組む人数	2名以上・・・1ポイント 4名以上・・・2ポイント 6名以上・・・3ポイント
	④本事業で生産体系の転換に取り組む面積（本圃）	40a以上・・・1ポイント 80a以上・・・2ポイント 120a以上・・・3ポイント

※複数の団体から応募があり、合計の要望額が予算額を上回った場合には、合計ポイントに応じた比例配分により各団体への補助金の割当上限額を決定し、ポイント上位の団体から優先して割り当てる。ポイント下位の団体には、上位の団体への割当残額及び当該団体への割当上限額の範囲内で補助金の割り当てを行う。

(別紙様式)

令和7年度 G F P大規模輸出生産基盤強化プロジェクト参画申請書

令和 年 月 日

奈良県食農部農業水産振興課長 殿

団体名 _____

住 所 _____

代表者名 _____

担当者名:

TEL:

E-mail:

令和7年度 G F P大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクトに参画し、下記の実施することを希望します。

記

1. 事業計画

輸出向けイチゴ生産体系転換計画書（G F P大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト補助金交付要綱別記様式A）のとおり

2. 団体及び取り組む実証の規模

① 団体の構成員数（ _____名）

② 団体の合計イチゴ栽培面積（本圃： _____a）

③ ①のうち、本事業で生産体系の転換に取り組む構成員数（ _____名）

④ ②のうち、本事業で生産体系の転換に取り組む面積（本圃： _____a）

3. 予定する補助対象経費の額 _____円

※内訳：生物農薬導入費用（うち、天敵製剤関連） _____円

生物農薬導入費用（うち、微生物殺菌剤関連） _____円

物理的・耕種的防除資材導入費用 _____円

【経費の根拠書類（見積書の写し等）を添付して下さい】

4. 要件の確認（以下に該当する場合、☑を記入）

- ☐ 奈良県内に住所を有する3戸以上の生産者を含む団体であること
 - ☐ 団体の規約があること
 - ☐ 団体の名簿があること
 - ☐ 代表者の定めがあること
 - ☐ 団体名義の口座において補助金の管理ができること
 - ☐ 複数の構成員が令和5年度及び6年度の両方でイチゴを輸出した実績を有すること
- 【上記内容が確認できる書類の写しを添付して下さい】

5. 添付資料

- ・ 輸向けイチゴ生産体系転換計画書（別記様式A ※1）
- ・ 輸向けイチゴ生産体系転換実証圃場申告書兼技術導入計画書（別記様式B ※1、全取組生産者分）
- ・ 輸向けイチゴ生産資材利用計画書（別記様式C ※1、全取組生産者分及び団体分）
- ・ 経費の根拠資料（見積書の写し等）
- ・ 団体要件の確認資料（規約、名簿、通帳写し、令和5・6年度の輸出実績を示す資料 ※2）

※1 G F P大規模輸出産地生産基盤強化プロジェクト補助金交付要綱 別記様式

※2 輸出実績を示す資料がない場合は、輸出実績確認書兼誓約書（補助金交付要綱 別記様式A別添）により代替すること